

障害のある児童生徒の切れ目ない支援につなげるために

【指導室（特別支援教育）】

学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成30年文部科学省令第27号）が施行され、

- ① 特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導が行われている児童生徒について、各学校において個別の教育支援計画を作成すること。
- ② 関係機関等と当該児童生徒の支援に関する必要な情報を共有すること、が規定されました。

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（平成30年8月27日付30文科初第756号）には、個別の教育支援計画に関する基本的な考え方が示されています。

第3 留意事項

1 個別の教育支援計画に関する基本的な考え方

- (1) 個別の教育支援計画は、障害のある児童生徒等一人一人に必要とされる教育的ニーズを正確に把握し、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫した的確な支援を行うことを目的に作成するものであること。
- (2) 個別の教育支援計画の作成を通して、児童生徒等に対する支援の目標を長期的な視点から設定することは、学校が教育課程の編成の基本的な方針を明らかにする際、全教職員が共通理解すべき重要な情報となるものであること。
- (3) 各学校において提供される教育的支援の内容については、教科等横断的な視点から、個々の児童生徒等の障害の状態や特性及び心身の発達の段階に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討する際の情報として、学習指導要領等に基づき作成される個別の指導計画に生かしていくことが重要であること。なお、個別の教育支援計画と個別の指導計画は、その目的な活用する方法に違いがあることに留意し、相互の関連性を図ることに配慮する必要があること。

[学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）30文科初第756号から抜粋]

各学校においては、当該児童生徒が利用する医療機関、放課後等デイサービス等の関係機関との連携や、学校卒業後の一貫した支援のために進路先に引き継ぐことを念頭に、個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成することが求められています。

